

平成30年度 第1回遠野テレビ放送番組審議会

日 時 平成30年8月9日（木）
午後1時30分
会 場 遠野テレビ 会議室

- 次 第 -

- 1 辞令交付
- 2 開 会
- 3 市長あいさつ
- 4 委員及び職員の紹介
- 5 会長・副会長の選任
- 6 報 告
 - (1) 遠野テレビ自主放送番組の放送実績について
 - (2) その他報告事項
- 7 審 議
 - (1) 遠野テレビ自主制作番組について（試写）
 - (2) その他
- 8 そ の 他
- 9 閉 会

遠野テレビ放送番組審議会委員名簿

NO	氏 名	住 所（町名のみ）	備 考
1	オクデラ ケイソウ 奥寺 啓蔵	遠野市青笹町	再 任
2	アカサカ チ カ コ 赤坂 千賀子	遠野市大工町	再 任
3	タカヒロ ミスズ 高宏 美鈴	遠野市綾織町	再 任
4	オガサワラ アキラ 小笠原 晃	遠野市小友町	新 任
5	インジキ アキヒロ 石直 亮彦	遠野市附馬牛町	再 任
6	キクチ タキ 菊池 タキ	遠野市松崎町	再 任
7	トメバ カズオ 留場 和夫	遠野市土淵町	新 任
8	ヨシダ ミ ホ コ 吉田 美保子	遠野市青笹町	新 任
9	オギノ タカミ 荻野 高見	遠野市上郷町	新 任
10	ヤエガシ マサノリ 八重樫 正昇	遠野市宮守町（下宮守）	新 任
11	ナカムラ タカコ 中村 孝子	遠野市宮守町（達曾部）	新 任
12	キクチ タカシ 菊池 崇	遠野市宮守町（鱒沢）	再 任

1 根拠規定：遠野ケーブルテレビジョン放送施設条例（第 32 条）

2 任 期：平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（2 年間）

3 放送番組審議会の任務：

市長の諮問に応じ、放送番組の適正化を図るため、次の事項について審議し、答申する。

- (1) 遠野テレビ番組基準の制定又は変更
- (2) 放送番組の編集に関する基本計画の制定又は変更
- (3) その他審議会の目的を達成するために必要な事項

4 審議会への報告義務：

次の事項を放送事業者から報告を受ける。

- (1) 審議会が諮問に応じ答申した又は意見を述べた事項に対する措置の内容
- (2) 法令の規定による訂正又は取り消しの放送の実施状況
- (3) 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要

(参考)

放送法

(放送番組審議機関)

- 第6条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。
- 2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。
 - 3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。
 - 4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
 - 5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。
 - 一 前項の規定により講じた措置の内容
 - 二 第九条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
 - 三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要
 - 6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
 - 一 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要
 - 二 第四項の規定により講じた措置の内容

遠野市ケーブルテレビジョン放送施設条例

第8章 審議会

(審議会の設置)

第32条 放送番組の適正を図るため、諮問機関として、放送法第6条第1項の規定に基づき、遠野テレビ放送番組審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第33条 審議会は、委員5人以上で組織する。

- 2 委員は、遠野テレビの番組を視聴することができる者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第34条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員総数の過半数の出席により成立する。
- 3 審議会は、年2回以上開催する。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第35条 審議会の庶務は、総務企画部において処理する。

3 報 告

(1) 遠野テレビ自主放送番組の放送実績について

ア 平成30年3月から平成30年7月までの主な番組

3月

2月20日～3月9日 遠野市議会3月定例会 生中継
3月3日放送 第45回保育のつどい
3月11日放送 テレビ広報とおの3月号(～31日まで)
3月17日放送 第35回遠野昔ばなし祭り 前編
3月24日放送 第35回遠野昔ばなし祭り 後編
3月27日放送 市長記者懇談会

4月

4月2日放送 遠野遺産を訪れて#4
4月7日放送 町家で楽しむ女子神楽
4月15日放送 テレビ広報とおの4月号(～31日まで)
4月21日放送 三陸コンサート2017INみやもりホール
4月24日放送 市長記者懇談会
4月28日放送 第43回市民の舞台遠野物語ファンタジー 「又吉のまた夢」
4月26日放送 さくらまつりキックオフ鍋倉公園 中継
4月28日～5月6日 ゴールデンウィーク特別編成

5月

5月13日放送 テレビ広報とおの5月号(～31日まで)
5月30日放送 市長記者懇談会

6月

6月1日放送 月イチリポートアーカイブス#4
6月2日放送 遠野春爛漫2018
6月12日～22日 遠野市議会6月定例会 生中継
6月17日放送 テレビ広報とおの6月号(～30日まで)
6月26日放送 市長記者懇談会

7月

7月7日放送 遠野市中学校総合体育大会 軟式野球
7月15日放送 テレビ広報とおの7月号(～31日まで)
7月21日放送 第43回東北馬力大会 遠野馬の里大会
7月31日放送 市長記者懇談会

イ 「とおのタイム」 枠内企画

番組名	放送日	企画者	番組内容
川柳に親しむ	毎週 木曜日	遠野川柳会	遠野川柳会会員の作品を紹介
求人情報	毎週 月曜日	ハローワーク遠野	ハローワーク遠野からの求人情報
とおのっこバンザイ	毎月 第4火曜日	遠野市保育協会	園児たちの普段の園生活の様子を紹介
アスト通信	毎週 水曜日	市農家支援室	農林業情報
緑峰 TODAY	毎月 第4木曜日	遠野緑峰高校放送委員会	学校行事や生徒たちの活躍を紹介
遠高 Watching	毎月 第4金曜日	遠野高校報道委員会	学校行事や生徒たちの活躍を紹介
慶弔情報	毎週 月曜日～金曜日	市市民課	結婚・出生・死亡届に基づく情報提供
月イチリポート	毎月1回	遠野テレビ	その月の話題をニュース内で紹介
わらすっこナビ	毎月1回	市子育て総合支援課	遠野市の子育てに関する情報発信コーナー
遠野遺産を訪れて・・・	随時	遠野テレビ	天候のいい日に遠野遺産の公式ガイドブックを参考にしながら取材をし紹介。
交通事故に注意を	4月	遠野警察署	雪解けも進み車のスピードも出やすい季節の事故防止の注意喚起
特殊詐欺に注意を（特殊詐欺物語）	6月	遠野警察署	「オレオレ詐欺」などの特殊詐欺の実態を昔話風に語り部が紹介。
輝け！金のタマゴ	毎月1回	遠野テレビ	市内で活躍する小学生を紹介。（6月から新設コーナー）

参考：月イチリポート放送実績（平成30年3月以降放送分）

実施月日	タイトル（内容）	場 所
3月12日（月）	震災特別企画「遠野で再出発」 【内容】東日本大震災で釜石の自動車整備工場が被災し、その後遠野に整備工場を再建した アイアン車体 を紹介。	青笹町
4月27日（金）	間合いを極める 【内容】剣道の実技と指導を行っている段位7段の 大向廣さん を紹介。	松崎町
5月31日（木）	琵琶・詩吟で遠野ならではの伝える 【内容】市内イベントや被災者支援などの公演活動のほか、詩吟の稽古にも取り組む琵琶奏者の 太田幸子さん を紹介。	遠野町
6月27日（水）	5年ぶりに復活したコシアブラ細工 【内容】山から杉のコブやコシアブラの木などを採取して、大小様々な置物を製作している 菊池昌新さん を紹介。	宮守町下鱒沢
7月31日（火）	ハーブで心豊かに 【内容】ハーブを通じた健康づくり、癒しにこだわっている 目澤恵美子さん や「エルブ遠野」の会員を紹介。	東館町

ウ 他局制作番組

番組名	放送月	本編	制作局	番組内容
月刊みちのく情報局	毎月	30分	岩手県CATV連絡協議会	加盟局共同制作番組。
きっこのアイアンクッキング	毎月	30分	水沢テレビ	南部鉄器を使用した調理器具で、各種料理を紹介。
サイエンスチャンネル 科学の遺産と未来	毎月	29分	科学技術振興機構	時を超えてもなお、様々な形で現在の先端的研究に活かされている化学の遺産を紹介。
サイエンスチャンネル THE MAKING	毎月	14分 ※1番組	科学技術振興機構	最新の科学技術と伝統の技によって「モノ」が作り上げられる過程を映像でつづる番組。
サイエンスチャンネル 偉人たちの夢	毎月	29分	科学技術振興機構	科学や技術の分野で偉大な発明や発見をしてきた人たち。未知の未来を夢見て研究を続けた偉人たちの生涯を紹介。
Frajile (ふらチャイル) 環境を見つめる眼差し	毎月	29分	科学技術振興機構	生活に不可欠な擬態的事象から問い直し、環境の未来を共に考える番組。
サイエンスチャンネル 文明のバトンの渡し方	毎月	29分	科学技術振興機構	インフラ、交通、文化財など文明の産物がどのように守られ、受け継がれてきたのか？分野ごとに見ていくシリーズ番組。
ILC 科学少年団	毎月	10分 15分 ※1番組	東京ケーブルネットワーク	少年が「宙」と「粒」に出会いキーワードとなる「ILC」を追いかけるシリーズ番組。

(2) その他の報告事項

ア 法令の規定による訂正又は取り消しの放送の実施状況

該当なし

イ 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要

該当なし

ウ 停波等の事故報告

該当なし（要件：「500世帯以上」に影響する、「2時間以上」に及ぶ放送事故）

エ 加入状況

(件)

区 分		(平成30年度) 平成30年7月末 加入数	加入率	(平成29年度) 平成29年7月末 加入数	比 較
テレビ	遠野エリア	7, 2 8 4	8 3. 2 %	7, 2 5 3	3 1
	宮守エリア	1, 5 4 3	9 9. 3 %	1, 5 4 1	2
	計	8, 8 2 7	8 5. 6 %	8, 7 9 4	3 3
インタ ーネッ ト	遠野エリア	2, 8 9 5	3 3. 1 %	2, 8 7 4	1 5
	宮守エリア	5 2 3	3 3. 7 %	4 5 2	7 1
	計	3, 4 1 8	3 3. 1 %	3, 3 2 6	9 2

4 審 議

(1) 遠野テレビ自主制作番組について（放送番組審議会試写番組）

ア タイトル とおのタイム（約 20 分）

イ 放 送 日 平成 30 年 7 月 31 日（火） 放送

ウ 内 容

■ニュース

- ・ 市長記者懇談会
- ・ 市内小学校水泳記録会
- ・ 健康福祉の里運営審議会

■月イチリポート 「ハーブで心を豊かに」

番 組 チ ェ ッ ク 項 目	
＜番組企画について＞	＜技術面について＞
① 番組構成（流れ）はわかりやすいか	④ 画面は見やすいか
② 企画の意図は伝わっているか	⑤ アナウンスは聞きやすいか
③ その他	⑥ 見せる工夫は感じられるか
	⑦ その他

【参考】

放送番組の編集に関する基本計画（平成 27 年 4 月 1 日改定）

1 自主番組編成上の基本方針

今日、技術革新が進み、一般の情報ニーズも高まって、いわゆる高度情報社会となってきている。この中で、遠野テレビでは、CATVの使命、役割の位置づけを十分認識して、次のような方針で番組編成を行う。

- (1) CATVがもつ社会性、公共性の意義を認識して地域社会に貢献することを目指す。
- (2) CATVの持つ地域性を反映させ、住民の参加、協力を積極的に図り特色あるものとする。
- (3) 行政・お天気チャンネル及びコミュニティチャンネルを設け視聴者のニーズに応える。
- (4) デジタル放送への対応を行い、電子番組表及びデータ放送などサービスの向上を行う。

具体的なチャンネルプランは次のとおりである。

チャンネルプラン	デジタル放送
行政・お天気チャンネル	10C h
コミュニティチャンネル	11C h

2 自主番組編成プラン

(1) コミュニティチャンネル

遠野市のトピックス、身近なニュース等を中心にコミュニティ情報チャンネルとして位置付け、市民参加性と市民開放チャンネルとする。市販のパッケージソフトも調達し、教育・教養番組等も加える。

(2) 行政・お天気チャンネル

議会中継、広報、記者懇談会等の行政情報及び気象情報提供チャンネル。

3 放送内容一覧と使用周波数（チャンネル）

1 自主放送使用チャンネル

使用周波数 チャンネル		チャンネル名称	備 考
上り	30～36 MHz	テレビ生中継用	
下り	10C h	行政・お天気チャンネル (デジタル)	遠野テレビデジタル10
	11C h	コミュニティチャンネル (デジタル)	遠野テレビデジタル11

2 自主放送の内容

(1) デジタル放送

チャンネル	放送番組	主な番組内容	備 考
10C h	0 : 00～24 : 00 (24時間)	議会中継・記者懇談会 広報(市役所) 行政関係番組 お天気 データ放送	VTR中心
11C h	0 : 00～24 : 00 (24時間)	地域ニュース データ放送	VTR中心

遠野テレビ放送番組基準（平成 27 年 4 月 1 日改定）

- 1 遠野テレビは、文化の向上、公共の福祉、産業と経済の反映に役立ち、平和で豊かな地域社会の実現に寄与するため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる放送を行う。
- 2 放送に当たっては、次の点を重視し、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに即時性、普遍性、多樣的など有線テレビジョン放送の持つ特性を発揮し、内容の充実に努める。
 - (1) 的確な地域情報の提供
 - (2) 正確で迅速な放送
 - (3) 健全な娯楽
 - (4) 教育・教養の進展
 - (5) 児童及び青少年に与える影響
 - (6) 節度を守り、真実を伝える影響
- 3 次の基準は有線テレビジョン放送の番組及び広告などすべての放送に適用する。
 - (1) 人権・人格・名誉
 - ア 人命を軽視するような取扱いはしない。
 - イ 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送はしない。
 - ウ 職業を差別的に取り扱うことはしない。
 - (2) 人種・民族・国際関係
 - ア 人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
 - イ 国際親善を妨げるような放送はしない。
 - (3) 宗教
宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。
 - (4) 政治・経済
 - ア 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
 - イ 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、特に慎重を期する。
 - ウ 意見が対立している公共の問題については、正しい法的措置を妨げるような取扱いはしない。
 - エ 現在、裁判にかかっている事件については、正しい法的措置を妨げるような取扱いはしない。
 - (5) 家庭と社会
 - ア 家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
 - イ 公安及び公益を乱すような放送はしない。
 - ウ 暴力行為は、どのような場合にも是認しない。
 - (6) 犯罪
 - ア 犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取扱いはしない。
 - イ 犯罪の手段や経過などについては、必要以上に詳細な描写をしない。

(7) 性表現

- ア 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感をいだかせないように注意する。
- イ 性衛生や性病に関する事柄は、医学上、衛生上、教育上必要な場合のほかは取り扱わない。
- ウ 一般作品はもちろんのこと、たとえ芸術作品でも、極度に官能的刺激を与えないように注意する。
- エ 性的犯罪・変態性欲・性的倒錯などの取り扱いは特に注意する。
- オ 全裸は原則として取り扱わない。肉体の一部を表現するときは、下品・卑わいな感を与えないように注意する。
- カ 出演者の言動・動作・舞踊・姿勢・衣装・色彩・位置などによって、卑わいな感を与えないように注意する。

(8) 表現

- ア わかりやすい表現を用い、正しい言葉の普及に努める。
- イ 下品な言葉使いはできるだけ避け、また、卑わいな言葉や動作による表現はしない。
- ウ 人心に恐怖や不安又は不快な念を起こさせるような表現はしない。
- エ 放送の内容や表現については、受信者の生活時間との関係を十分に考慮する。
- オ 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者の身体への影響に十分に配慮する。

(9) 広告

- ア 広告は、放送時刻を考慮し不快な感を与えないように注意する。
- イ 広告はわかりやすく適正な表現を用い、視聴者に錯覚を起こさせるような表現はしない。

(10) その他

番組及び広告の企画、制作にあたり、本基準に定めのないものについては、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の定める「日本ケーブルテレビ連盟放送基準」に準拠するものとする。